

## 国民健康保険 マイナ保険証をお持ちの方に 「資格情報のお知らせ」をお送りします

この資格情報のお知らせは、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちの方にお送りしています。

※今回お届けした資格情報のお知らせの内容をご確認いただき、万が一氏名等に誤りがありましたらご連絡ください。

◆マイナ保険証を持っていない方…「資格確認書」（カード）

◆マイナ保険証を持っている方…「資格情報のお知らせ」（A4 サイズの紙）

が、世帯主宛てに届きます。

※同じ世帯で、マイナ保険証をお持ちの方とお持ちでない方が両方いる場合、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を別々でお送りします。

※70歳未満の方で、すでに「資格情報のお知らせ」をお持ちの方には、今回はお送りしません。再発行をご希望の場合は、小平市ホームページ「電子申請による国民健康保険資格確認書等再交付申請」をご覧ください。

今回お送りした「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関等を受診することはできません。受診の際は、「マイナ保険証」をお使いください。

Q. この「資格情報のお知らせ」は、何に使うのですか？

A. マイナ保険証に対応していない病院等を受診するときや、窓口でカードリーダーに不具合があったときなどに、マイナ保険証とともに提示してください。

### 【資格情報のお知らせの有効期限】

70歳未満の方：有効期限はありません。

70歳以上の方：令和8年8月1日～令和9年7月31日（1年間）

※70歳未満の方は、更新は行いません。紛失等の場合は、再発行します。

※70歳以上の方は、一部負担金の負担割合の見直しがあるため、毎年度、更新を行います。

※令和9年8月1日までに75歳になる方は、原則75歳の誕生日の前日までです。（75歳になると、後期高齢者医療制度に変わります。）

### 【75歳以上の方】

この封筒には、75歳以上の方の資格確認書または資格情報のお知らせは同封されていません。75歳以上の方には、後期高齢者医療制度から資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。

**Q. マイナンバーカードに健康保険証利用登録をした覚えがないのですが。**

A. 登録状況については、右記の方法  
でご確認ください。



- 1 スマートフォン  
・マイナンバーカード  
を用意します
- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログイン  
します。
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので  
ご自身の登録状況をご確認ください

**Q. 保険証の代わりに「資格確認書」はもらえないのですか？**

A. 以下に該当する方は、申請いただければ資格確認書を交付します（資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際に、従来の保険証に代わるものとして提示する証明書です。）。

- 1 マイナンバーカードを紛失した方
- 2 マイナンバーカードを返納した方
- 3 介助が必要な高齢者または障がい者の方等、マイナ保険証での受診が困難な方
- 4 マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

**Q. マイナ保険証を持っていますが、メリットはありますか？**

A. マイナ保険証のメリットは、主に5点あります。

**①データに基づくより良い医療が受けられる（※）**

※ 過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができるため、より良い医療が受けられます。

**②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除される**

**③救急現場で、搬送中の適切な応急処置や、搬送先の選定などに活用される**

**④マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる**

**⑤医療現場で働く人の負担を軽減できる**



←「電子申請による国民健康保険  
の脱退手続き」はこちら

**Q. 転職して、会社の保険に入ります。手続きは必要ですか？**

A. 国民健康保険をやめる手続きが必要です。手続きが遅れると、保険料が重複して請求されたり、返還が必要になったりします。手続きには、今までの国保の資格確認書と新しい職場の資格確認書、またはマイナンバーカードと資格情報のお知らせが必要です（手続きは電子申請でも可能です。電子申請につきましては、小平市ホームページ「電子申請による国民健康保険の脱退手続き」をご覧ください。）。

**カードと電子証明書の有効期限は  
マイナンバーカードの表面で確認できます**

電子証明書の有効期限が記載されていない方は、右記二次元コードよりマイナポータルに  
ログイン後、トップページからマイナンバーカードを選択して確認できます。



<https://myna.go.jp/>

◆臓器提供の意思表示欄について◆

臓器提供意思表示欄の記入は任意です。記入を義務付けるものではありません。

臓器移植に関するご質問・お問い合わせ

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク  
 〒108-0022 東京都港区海岸三丁目 26 番 1 号 バーク芝浦 12 階  
 フリーダイヤル 0120-78-1069  
 ホームページ <https://www.jotnw.or.jp>



## 70歳以上の国民健康保険加入者の方へ

◆70歳以上の方の一部負担金の負担割合について◆

70歳以上の方の資格情報のお知らせには、8月1日以降の負担割合が記載されています。この一部負担金(自己負担)の負担割合は、以下のとおりです。負担割合は、毎年8月に、市都民税課税標準額(前年の所得により決定されているもの)に基づいて見直されます。

区分	負担割合
現役並み所得者	3割
一般	2割

※現役並み所得者とは、同一世帯に市都民税課税標準額が145万円以上ある70歳以上の国保加入者がいる方をいいます。  
 ※市都民税課税標準額とは、総所得金額から所得控除をひいた金額のことです。

3割負担の方であっても、下記の表の収入額である場合は、本人負担割合は2割となります。

対象者の人数	判定の基準となる収入額
同一世帯の70歳以上の国保加入者が、1人の場合	対象者の前年中(令和7年中)の収入合計額が、383万円未満
同一世帯の70歳以上の国保加入者が、2人以上の場合 同一世帯に70歳以上の国保加入者(1人)と旧国保被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方)がいる場合	対象者全員の前年中(令和7年中)の収入合計額が、520万円未満

※表中の収入とは、計算上の総収入をいい、必要経費・控除をひく前の収入金額をいいます。

**所得額や利益ではありません。**

例えば、営業や不動産などの収入も、その必要経費や控除をひく前の総収入が収入とみなされます。利益ではありません。生命保険や私的年金についても、掛け金をひく前の総収入が収入とみなされます。

**【審査請求及び取消訴訟について】**

- この負担割合(以下「この処分」という。)に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として(小平市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## ◆ご存知ですか？ 国保の制度◆ [令和8年7月1日現在]

### ①高額な医療費がかかったときは・・・

1 か月にかかった医療費が、所得や年齢に応じた「自己負担限度額」を超えた場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。(事前に申請すれば、限度額以上の一時的な支払いが不要になります。)

手続きが必要な方には、およそ診療月の3か月後に申請書をお送りします。



←詳細はこちら

### ②出産のときは・・・

加入者が出産したとき、50万円を支給します(「出産育児一時金直接支払制度等」をご利用の方で、出産費用が50万円を上回る場合は、申請の必要はありません。)



←詳細はこちら

### ③加入者が亡くなり、お葬式をすることになったら・・・

加入者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給します。手続き方法につきましては、小平市ホームページ「葬祭費」のページをご覧ください。



←詳細はこちら

## ◆国保の耳寄り情報◆



←詳細はこちら

### 《自己負担なしの健診で、重症化する前の予防を！》

特定健診の対象となる方(40歳から74歳まで)には受診する際に必要となる書類を5月下旬にお送りしています。病気の予防と早期発見のため、ぜひ、特定健診を受診しましょう。

また、特定健診を受診せず職場などで健診を受診している方は、保険年金課へ受診結果をお持ちください。市が指定する検査項目(\*)がすべて含まれていれば、指定収集袋(有料ゴミ袋)を差し上げます。

なお、今年度の途中から国保に加入された方で健診の受診を希望される方は、保険年金課へお問い合わせください。必要な資料をお送りします。

\*検査項目については、小平市ホームページ「特定健康診査・特定保健指導」のページをご覧ください。

### 《人間ドック等利用費補助 ～1万円の補助があります～》

30歳以上の加入者が、国内の医療機関で市が指定する検査項目(\*)がすべて含まれる人間ドックまたは脳ドックを受診したとき、1万円(人間ドックと脳ドック両方受診したときは2万円)を補助します。(受診料金が1万円に満たない場合は実際の費用相当額まで)

なお、国保税に滞納があるときは、人間ドック等利用費補助は受けられません。

\*検査項目については、小平市ホームページ「人間ドック等利用費補助」のページをご覧ください。

### 《リフィル処方箋をご存知ですか ～診察費用・待ち時間の負担軽減へ～》

リフィル処方箋は、症状が安定している患者で一定の要件を満たした場合に、医師が薬や症状などに応じて認められた期間・回数に限り、再診を受けずに同じ処方薬を薬局で受け取ることができる処方箋のことです。リフィル処方箋の使用によって、受診の回数や診察の待ち時間を減らすことができ、診察費用等の負担の軽減にもつながります。個々の医療費の節約は、社会全体で使われる医療費の総額の抑制にもつながり、結果的に保険料や税金で賄われている医療保険の負担の上昇を抑え、公的医療保険制度を維持する上でも効果が期待できます。



#### お問い合わせ

〒187-8701 小平市小川町二丁目1, 333番地

小平市健康福祉部 保険年金課 国民健康保険担当

TEL 042(346)9529 (直通)

Mail hokennenkin@city.kodaira.lg.jp